

請 願 文 書 表

受 理 番 号	請 願 第 2 号
件 名	遭難対策基金(共済)の保険業法からの適用除外を求める意見書の提出について
紹 介 議 員	本図良雄，飯塚孝子，小山哲夫
要 旨	<p>日本勤労者山岳連盟(以下、「労山」とする)は，創立 46 年になり全国で 700 ほどの山岳会が所属し，会員数 2 万 2,000 人の登山団体です。</p> <p>新潟県内では 11 山岳会，会員数約 280 名，新潟市内には 3 山岳会 32 名が所属しています。その中に私の所属する新潟クライミングクラブがあります。</p> <p>先日，ゴールデンウィーク中に，当会の 3 人のパーティーが北アルプスの剣岳から下降中，1 人が誤って足を滑らし，約 800 メートルも滑落する事故が発生しました。幸い天気がよくヘリコプターによってスピーディーに救出され，そのまま病院へ搬送されました。</p> <p>奇跡的に左手骨折と全身打撲程度のけがで済みましたが，もしこのとき天候が悪くてヘリコプターで救出できなかつたりしたら，莫大な捜索費などがかかります。けがの状態が重症であつたり，死亡したりすればさらに数百万円以上かかり，一会員で費用を支払うことは不可能となります。</p> <p>一般の生命保険には，危険を伴う岩登りや冬山登山などを給付対象とする保険はありません。あつたとしても危険が大きいため，当然保険料は高額になります。</p> <p>労山の遭難対策基金は，全国の労山に加盟している特定の会員の保険料のみで運営されおり，営利目的で運営している一般の保険会社と違い，登山をする仲間同士の助け合いで運営されている共済です。</p> <p style="text-align: right;">(裏面につづく)</p>
付 託 年月日 委員会	平成 19 年 6 月 20 日 <div style="text-align: right;">総務常任委員会</div>
受 理	平成 19 年 6 月 15 日 第 5 19 号

請願第 2 号

また、私たちの登山共済は事故の発生を抑えるために、雪崩講習会などの教育費用も基金から支出しています。先日もセルフレスキュー講座に外部講師を依頼し開催しましたが、県内の登山会員 30 名ほどが受講しました。この技術講習費も遭難対策基金(登山共済)から拠出しました。このような講習費は、一般の保険会社が運営する保険には決してありません。

下記の事項を内容とする意見書を国の関係機関に提出くださるようお願いいたします。

記

- 1 構成員が限定され、助け合いを目的とした共済の実態を踏まえ、保険業法の制度と運用を見直すこと。
- 2 団体が目的の一つとして構成員のために、自主的かつ健全に運営されている共済を保険業法の適用除外にすること。